

部活動の指導について(改訂版)

滋賀県教育委員会

令和5年(2023年)3月

はじめに

スポーツ庁および文化庁は、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の推進とともに、学校部活動の地域連携ならびに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動への移行を推進することとしました。

また、平成 30 年に策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、令和 4 年 12 月に新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

滋賀県では、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、「部活動の指導について」を令和 4 年 4 月に改訂し、部活動の適正化を推進しているところですが、前述の部活動の地域連携や地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動への移行の趣旨等を踏まえ、新たに改訂を行いました。

将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が確保されるとともに、部活動の指導に関わる皆様が、この「部活動の指導について（改訂版）」を十分に御活用いただき、本県の部活動が各学校において、さらに充実したものになることを期待しています。

令和 5 年（2023 年）3 月

滋賀県教育委員会 教育長 福永 忠克

第1部 部活動のあり方についての方針

スポーツ庁および文化庁策定「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」の「I 学校部活動」に則り、「部活動のあり方についての方針」（以下、「本方針」という。）を県の方針として策定します。

本方針は、中学校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技・部門・種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指します。

また、特別支援学校の部活動についても、学校教育全体として効果的に取り組むことが求められます。

なお、高等学校の部活動については、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意しつつ、本方針を原則として準用するものとします。

1 部活動の意義

部活動とは、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問の指導のもと、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むことが大切です。

また、部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ることや、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資することにつながる生徒の多様な学びの場です。

部活動の位置付けについては、学習指導要領において、次のように示されています。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則 第5の1のウ（抜粋）

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

生徒の発達の支援に当たっては、次のように示されています。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章総則 第4の1の（2）

生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

これらを踏まえたうえで、部活動の指導を適切に行う必要があります。

2 適切な運営のための体制整備

（1）部活動の方針の策定等

ア 中学校を所管する市町教育委員会（以下、「教育委員会」とする。）は、スポーツ庁および文化庁策定「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）」の「I 学校部活動」に則り、本方針を参考に、「学校に係る部活動の方針」を策定する。策定に当たっては、休養日および活動時間を設定したうえで明記する。

イ 各学校の校長（以下、「校長」とする。）は、教育委員会の「学校に係る部活動の方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。策定に当たっては、休養日および活動時間を設定したうえで明記する。

ウ 校長は、休養日および活動時間の設定に当たっては、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるように配慮する。

エ 校長は、活動方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ 教育委員会は、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行うよう努める。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 教育委員会は、顧問等を対象とする指導に係る知識および実技の質の向上ならびに適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

イ 教育委員会は、部活動指導員の任用・配置にあたっては、学校教育について理解し、適切な指導が行われるよう、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達に段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、サービスを遵守すること等に関し、研修を行う。

(※ 県立中学校における上記の研修については、県教育委員会が実施する)

ウ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の配置を進める。また、部活動指導員が顧問として指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

エ 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

オ 校長は、顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員や外部指導者の配置状況を勘案したうえで行う。

カ 校長は、活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、また教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、レクリエーション志向で行う活動、季節ごとに異なるスポーツを行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置について考慮する。

イ 教育委員会は、単一の学校で特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれないよう複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 教育委員会および校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツや文化、科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

4 地域との連携等

ア 教育委員会および校長は、学校や地域の実態に応じて、地域団体との連携に努め、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った環境整備を進めるとともに、地域スポーツクラブ活動および地域文化クラブ活動への移行について、適宜、適切に取り組む。

イ 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツや文化、科学等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 教育委員会および校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツや文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

5 学校単位で参加する大会・試合・コンクール等の見直し

ア 滋賀県中学校体育連盟、文化部活動に関わる各分野の関係団体等および教育委員会は、大会・試合・コンクール等（以下、「大会等」とする。）の全体像を把握し、週末等に開催されるさまざまな大会等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、大会等の数の上限の目安等を定めるよう努める。

イ 校長は、上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度にならないよう考慮して、参加する大会等を精査するよう努める。

第2部 部活動の運営と管理

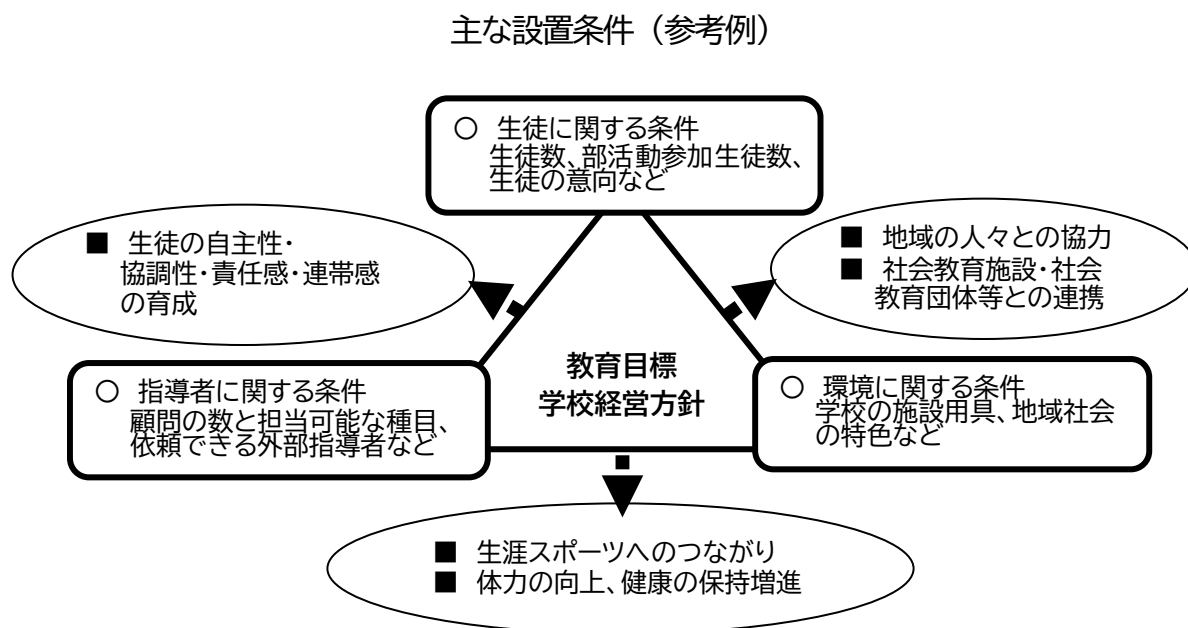
部活動は、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間性の形成を図る上で、極めて重要な教育活動であり、生涯にわたってスポーツや文化、科学等との豊かな関わり方を学ぶ活動としても重要です。

学校は、教育目標の具現化を図る視点で部活動の運営と管理を明確にしていくことが大切です。

第1章 部活動の運営

1 部の設置

部活動は、学校経営方針等にもとづき、学校運営上必要があると認められる場合に設置されるものです。また、部活動を設置するにあたっては、下記の生徒に関する条件、指導者に関する条件や環境に関する条件などを考慮することが大切です。



2 顧問の役割

部活動は、学校教育の一環としてその管理のもとに行われるものであることから、部活動での指導の充実のためには、顧問の役割が重要です。

顧問の役割（参考例）

<ul style="list-style-type: none">■ 年間・月間活動計画の作成・提出■ 部員名簿の作成■ 部予算の適切な管理■ 施設・用具の管理と指導■ 部活動日誌等の活用と整理■ 部会（ミーティング）の開催■ 顧問会議への出席	<ul style="list-style-type: none">■ 大会等への引率■ 部活動指導員や外部指導者との連携■ 部員の事故防止と安全指導・健康管理■ 保健室や病院との連携■ 保護者等・地域団体との連携■ 運動・文化部活動に関わる各分野の関係団体等との調整
---	---

3 目標の設定

生徒一人ひとりのよさが生きる目標づくりが大切です。

- 学校教育目標や活動方針を十分に理解し、生徒の体力、技能、意欲、目的を把握し、生徒とともに設定すること。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、合理的でかつ効率的・効果的に取り組めるよう設定すること。

目標には部目標、年間目標、月間目標、（大会等までの）短期目標などがあります。

4 効果的な活動メニュー

目標達成のための計画づくり、計画を十分に把握した効果的な活動メニューづくりが大切です。

- 目標や課題を意識し、施設や用具、活動頻度、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活動計画を作成すること。
- 生徒の体力や技能に応じ、過重負担にならないよう考慮し、生徒の家庭学習時間、ゆとりある生活時間の確保に努めること。
- 生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）および体罰・ハラスメントの根絶を徹底すること。

- 効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の活動が、障害・外傷のリスクを高めたり、意欲の低下を招いたりするなど、必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解したうえで、生徒の体力・技能の向上を目指すことや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむ基礎を培うことが大切である。

そのためには、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目や分野の特性等を踏まえ、科学的な知見にもとづくトレーニングや練習を導入するなど、短時間で効果が得られる指導に努めること。

- 専門的知見を有する教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差、成長期における体と心の状態や体調管理等に関する正しい知識を得たうえで指導を行うこと。

これらのことに留意し、PDCAサイクルを適切に実行することにより、活動メニューの点検と改善を行うことが重要です。

5 活動時間・休養日

部活動には、効率的な活動時間と日常生活にゆとりを与えるための休養日の設定が必要です。部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準としますが、感染症等の影響による部活動の制限については、教育委員会等、設置者の方針に則り、適宜、適切に取り扱う必要があります。

- 活動時間の設定
 - ・ 中学校においては、平日は概ね2時間以内とし、土曜日・日曜日（以下、「週休日」とする。）および学校の休業日は概ね3時間以内とする。
 - ・ 高等学校においては、平日は概ね3時間以内とし、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
- 休養日の設定
 - ・ 中学校においては、週2日（平日1日と週休日1日）以上を休養日とする。
 - ・ 高等学校においては、週1日以上とし、それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。

大会等の日程の関係で、予定をしていた休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定します。

- 朝練習は原則行わない。
- 高等学校においては、部活動の競技・部門・種目等の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱は各学校で判断するものとする。

6 校外活動(合宿・遠征等学校を離れての活動)

顧問は、校外活動においても怪我や事故の防止に努め、行き先・宿泊先および連絡方法等を学校や保護者に事前に知らせたうえで承諾を得るなど、無理のない計画、立案および実施が必要です。

- 期日等は、学校の年間行事等を踏まえたうえで設定すること。また、事前に活動内容や活動時間等を計画し、過重な内容は避けること。
- 健康管理(休養時間の確保)や食中毒防止に配慮するとともに、緊急事態に備え、学校、保護者、救急病院等への連絡手順・方法を確認すること。
- 校長に許可を得たうえで、校外行事届を教育委員会に提出すること。また、帰校時には、校長等に報告をすること。
- 引率は、校長の認める教職員(部活動指導員を含む)が行うこと。その際は、安全確保に努め、徒歩、自転車、公共交通機関を利用すること。
- 緊急時等やむを得ない場合(保護者への連絡が必要)を除いて、教職員の私有車に生徒を同乗させないこと。
- 生徒を引率する際、交通手段として貸し切りバス等を利用する場合は、旅客運送の許可を得ている車両であることを確認すること。

7 部費等

生徒会予算以外で物品を購入するためや、合宿や大会等の活動費として集金する部費等については、「学校徴収金の取り扱いに関するガイドライン(平成23年4月 滋賀県教育委員会)」に沿って、適切な会計処理をすることが必要です。計画的に収支を執行するとともに、保護者等の信頼を損なうことのないよう、明確かつ適正な管理が必要です。

- 集金額を決定する際は、前年度の実績や活動計画等をふまえ、集金額を見直す等の工夫を常に行い、保護者等に過度な負担をかけないようにすること。
- 部費等を集金する場合は、領収書等を発行するなど、入金状況が明確になるようにすること。また、集金した部費等は、必ず金融機関に預けて保管すること。
- 部費等に係る出納簿を作成し、日ごろから会計の処理内容を明確にするとともに、領収書などの関係証書類等の適切な整理を行っておくこと。
- 少なくとも年1回は、保護者に対して監査を伴う会計報告を行うこと。その際、校長の確認・承認を得ること。

8 保護者および地域との連携

保護者との連携は、生徒の健康状態や生活状況を把握し、部活動を円滑に行ううえで大切です。

また、地域との連携は、持続可能な部活動の実現や地域スポーツ・文化芸術活動への移行にとって不可欠です。地域からの理解、協力、支援は生徒の励みになり、部活動の活性化につながります。

- 保護者に対して、活動の計画・報告や行事等の連絡を適宜行うこと。
- 地域行事等を活用した生徒と住民との交流、部活動だよりの発行など、地域との連携を図ること。

9 部活動指導員や外部指導者の活用

円滑な部活動の実施に向けて、必要に応じて部活動指導員や外部指導者の活用が考えられます。部活動指導員や外部指導者は、資格^{注3}や一定の指導実績を有する、または相当の指導力を有すると認められ、学校の教育方針や目標、活動内容等への理解が得られる者であり、その活用にあたっては、教職員が共通理解を図っておく必要があります。

(1) 部活動指導員を配置する場合

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会等の引率等を行う学校の職員として、校長は部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」【抜粋】

部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

注3 スポーツにおいては、公益財団法人日本スポーツ協会や競技団体等が認定するスポーツ指者資格のこと

(2) 外部指導者を配置する場合

外部指導者を配置する場合は、外部指導者に任せきりにするのではなく、顧問の監督のもとで、顧問と連携を密にしながら指導にあたらせること。

学校と部活動指導員や外部指導者との確認事項（参考例）

■ 配置・活用に関して

- ・ 顧問、部活動指導員や外部指導者との役割分担
- ・ 学校の教育方針、部活動の運営方針、目標の設定、活動計画の作成
- ・ 部活動指導員や外部指導者に指導を依頼する目的および具体的な指導内容
- ・ 指導の依頼期間
- ・ 謝金、交通費の有無およびその支給の条件

■ 部活動指導に関して

- ・ 学校の教育方針や部活動の運営方針に沿って指導を行うこと。
- ・ 生徒に過度な負担を強いるなどの不適切な指導は行わないこと。
- ・ 従事中に知り得た学校、教職員、生徒、保護者等に関する情報を外部に漏らさないこと。
これは、部活動指導員や外部指導者を辞めた後も同様とする。
- ・ 体罰、暴言やハラスメント等、生徒の人権を害する言動等を行わないこと。
- ・ その他、学校、生徒、保護者や地域の信頼を損ねる言動をとらないこと。

10 適切な運営

生徒が積極的かつ継続的に部活動へ参加するためには、計画、実践、評価のすべてに公正・公平な判断が必要であり、生徒の自主的・主体的な行動を促せるよう、一人一役など役割分担等にも配慮し、生徒一人ひとりが意欲的に取り組めるような運営が大切です。

(1) 好ましい人間関係の育成

顧問や部活動指導員等と生徒、あるいは生徒相互の好ましい人間関係を育成することは、部活動を運営するうえで大変重要である。

ア 顧問や部活動指導員等と生徒とのかかわり

部活動における顧問や部活動指導員等の指導は、生徒の取組に大きく影響し、その成果を左右するものである。指導にあたっては、次の図のように様々な機会をとらえて、きめ細かに関わり合うこと。

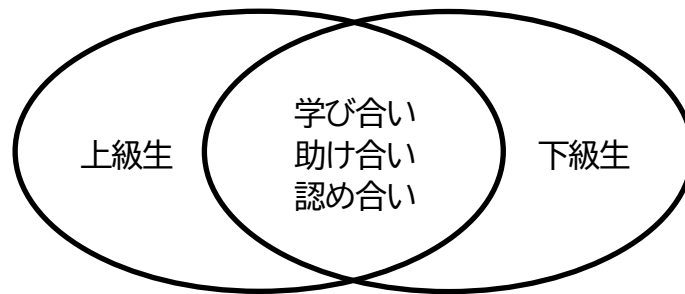
顧問や部活動指導員等と生徒の関係



イ 生徒同士のかかわり

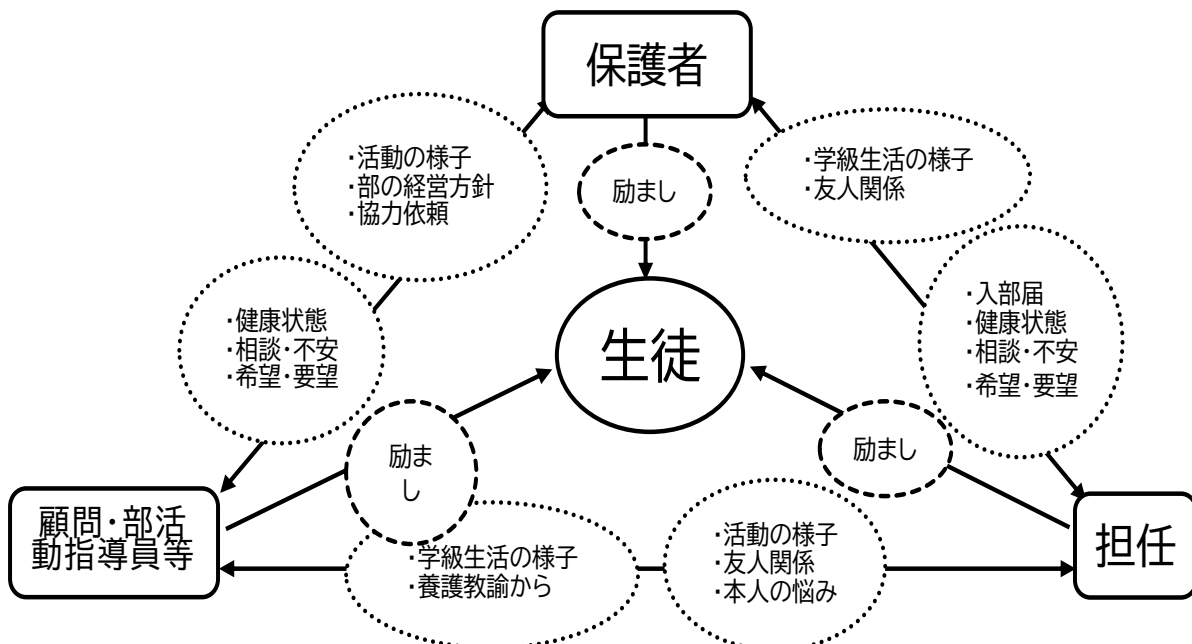
- (ア) 率先して垂範する上級生
- (イ) 上級生から学ぶ下級生
- (ウ) 一人一役などで役割分担
- (エ) 意見交換や競い合いの中で学び合う
- (オ) 悩んだときに助け合う
- (カ) よいところを認め合う

上級生と下級生とのかかわり



ウ 取り巻く環境とのかかわり

部活動に関わる諸問題を解決する場合、生徒を取り巻く環境に働きかけていくことが大切です。

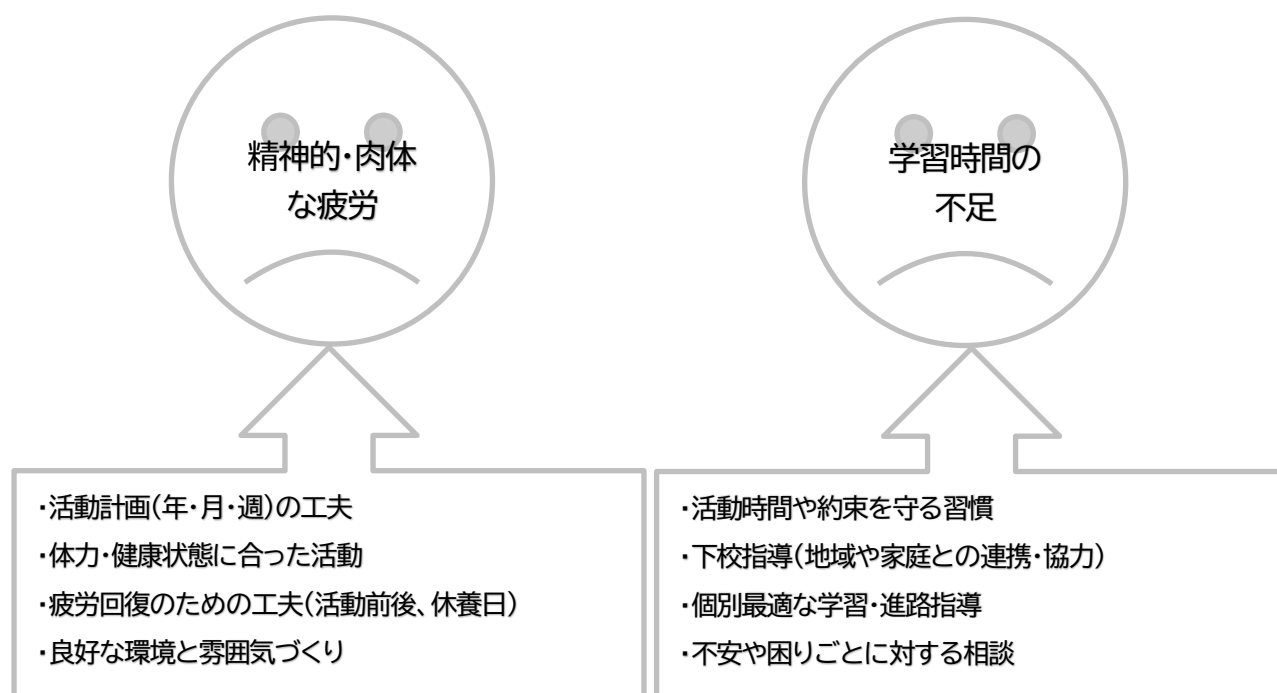


(2) 部活動と学習の両立

ア 両立のための対応

部活動と学習の両立について多くの生徒が悩み、その解決に向けて努力しています。両立のために、生徒の実態を踏まえたうえで活動を計画し、短時間で効果が期待できる方法を工夫するなど、学習時間の確保に努めることが大切です。

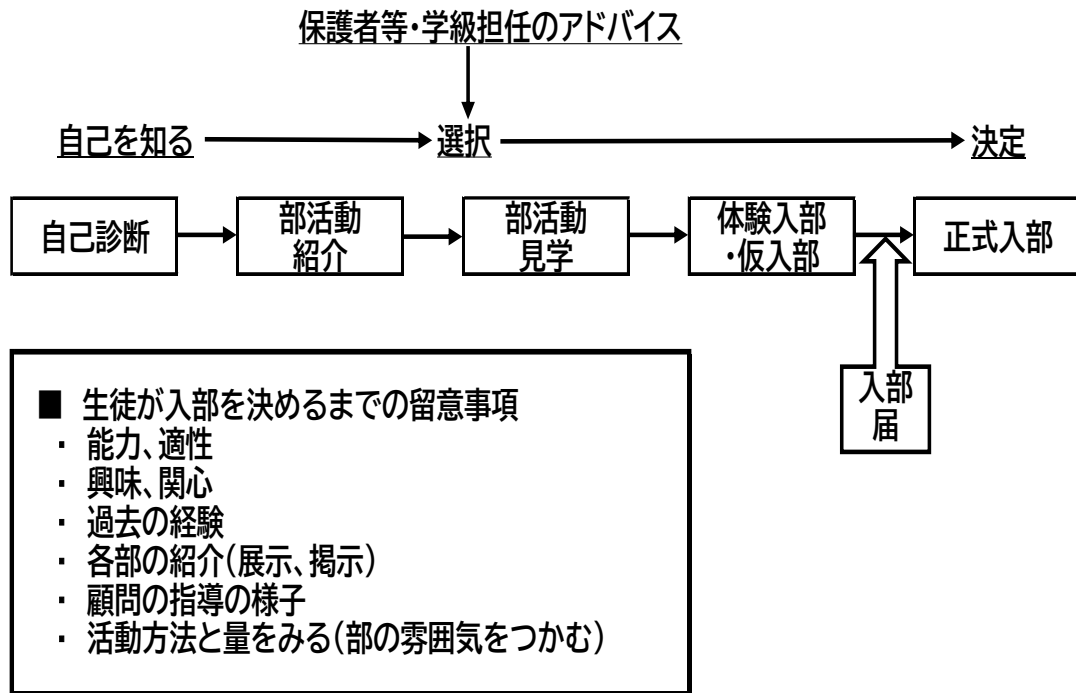
顧問や部活動指導員等・保護者の対応（参考例）



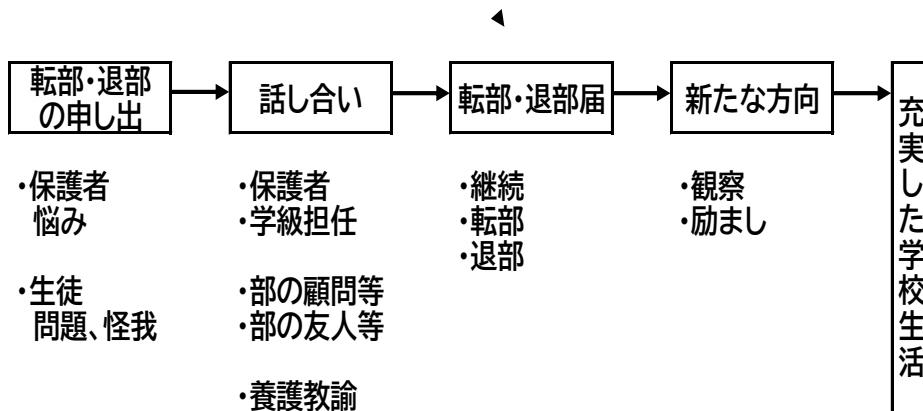
イ 入部と転・退部への対応

入部や転・退部についても、生徒側に立った視点で適切に対応することが大切です。

入部手続き(参考例)



転・退部の手続き(参考例)



体罰は、学校教育法第11条で明確に禁止されている行為であり、教職員が自らの指導力を否定するものであるだけでなく、体罰を受けた生徒の心に深い傷を残し、社会全体の学校に対する信頼を著しく失墜させるものであり、決して許されるものではありません。

「懲戒」として「体罰」を行うことは、学校教育法で明確に禁止されています。

学校教育法

(児童・生徒等の懲戒)

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

生徒に非違行為がない部活動でのプレーミスなどは、そもそも「懲戒」の対象となりません。このような部活動の指導中に行われる有形力（目に見える物理的な力）の行使は、「暴行・傷害」行為にあたります。

学校教育の一環として行われる活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰を行うことが禁止されていることは当然です。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為、ハラスメントも許されません。体罰やハラスメント等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生にまで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。

校長、顧問や部活動指導員等とその他の学校関係者は、部活動での指導において体罰等を「厳しい指導」として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。

学校関係者のみならず、保護者や地域団体の指導者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問から積極的に説明し、理解を得ることが望まれます。

体罰を未然に防ぎ、生徒との信頼関係を築くために、折にふれて、セルフチェックシートを活用し、一つでも当てはまるようであれば、自分自身の人権感覚や指導方法について振り返り、改善するための契機としてください。

セルフチェックシート

No.	設問	ある	ない
1	大会や試合、コンクールで良い成績を残すためには厳しい指導も当然であり、生徒もそれを受け入れるべきだという思いはありませんか。		
2	指導者の役割は、部員に、より高い競技力や技能を身に付けさせることであり、部員の価値は、競技力や技能の高さが全てであると考えていませんか。		
3	自分自身の競技力（技能）や指導力に自信をもっており、他の顧問や保護者等の意見を聞く必要がないという考えはありませんか。		
4	部活動の指導では、「こんなこともできないのか。」「できないなら、やめてしまえ。」など、言葉遣いがきつくなることはやむを得ないという考えはありませんか。		
5	大会や試合、コンクールで良い結果が残せなかった際に、指導者として、その結果を受け入れることができず、生徒のミスや欠点ばかりが目につき、生徒を叱っていることはありませんか。		

参考「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月 文部科学省）【抜粋】

通常のスポート指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例
<p>計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられます。（生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきです。）</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させた上で、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。 ・ 柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。 ・ 練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。

- ・ 野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。
- ・ 試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。

また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。

指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。

・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。

・ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。

・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。

第2章 部活動の管理

部活動には、怪我や事故などの危険因子が含まれていることから、顧問や部活動指導員等は、生徒の生命・身体の安全を確保する指導・監督を行うことが必要です。

怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための学校全体のシステムづくりや、万が一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立など、計画段階から十分に安全対策を講じておくことが重要です。

1 生徒の健康管理

生徒の心身の健康を把握することは、安全な部活動の実施や突然の事態に対処するためにも必要です。

- 家庭（保護者）、学級担任、養護教諭等との情報交換を行うなど、連携を密にすること。
 - ・ 健康診断の結果を把握し、個々の健康管理と安全の確保に努める。
 - ・ 身体状況等は個人情報であり、その取扱は十分に注意する。
 - ・ 感染症等の拡大防止に関する正しい情報等をもとに、適宜、適切に指導すること。

2 生徒への安全指導

顧問や部活動指導員等は、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れる態度や能力を養うとともに、望ましい人間関係の育成に留意することが重要です。

- 生徒に自分の技能段階を理解させ、技能に応じた活動を行わせること。
- 生徒自らが危険を回避できるよう、安全に関する知識や技能を身に付けさせること。
- 競技・部門・種目の特性に応じて施設・設備や用具の点検を行うこと。
- 身体接触をともなう競技で、技能において明らかに差がある生徒と一緒に活動を行う場合は、安全を確保する工夫や配慮が必要である。
- 科学的根拠にもとづいた、感染症等の対策や生徒の健康面に対する配慮が行われている。

3 活動の管理および指導

顧問や部活動指導員等は、生徒の実態に応じて計画した活動内容等に基づき、生徒の活動場所での指導を行わなければなりません。また、不在となる場合は、他の教員に代わりを依頼する、あるいは活動を取りやめる必要があります。

生徒だけで部活動が行われることがないように、日頃から指導・管理を徹底することも必要です。

4 下校指導と施設・用具の管理

顧問や部活動指導員等は、部活動を終えた生徒に対して、それぞれの役割に応じて、適切に下校指導を行うとともに、日頃から活動場所や施設等の管理を適切に行う必要があります。

- 日没時刻や通学路の交通事情等を考慮したうえで活動時間を設定すること。
- 下校時刻が予定よりも遅くなる場合は、保護者等への連絡を徹底させるなど、家庭との連携を密にすること。
- 活動前後において、活動場所の整備や用具の管理とともに、施設の火気、戸締まり、消灯の点検を行うこと。
- 他の教職員に指導を依頼した場合、下校指導と施設・用具の管理についても併せて依頼すること。
- 施設や部室等の鍵は、顧問が適切な保管場所において管理すること。

5 緊急時の対応

生徒の怪我、事故や体調不良等に対し、迅速かつ適切な治療へとつなげるためには、顧問や部活動指導員等との間の連携だけでなく、生徒自らが適切に対応できるよう指導することが必要です。

- 生徒が怪我や事故の発見者となる場合を想定し、図式化するなど、わかりやすい連絡体制等を作成しておくこと。
- 在宅中の生徒に対して緊急に連絡を行う場合を想定し、部員名簿を兼ねた連絡網を作成しておくこと。ただし、連絡体制や連絡網は個人情報であり、その取扱は十分に注意すること。

6 部活動を支える体制づくり

生徒が生き生きと充実した部活動を行うためには、顧問の資質の向上と安心して指導できる体制づくりが大切です。

- 顧問や部活動指導員等は、教育委員会、競技団体や文化部活動に関わる各分野の関係団体が主催する研修会等に、積極的に参加すること。
- 校内の顧問会議や研修会等の内容を充実させること。
- 顧問や部活動指導員等の連携が図れる体制をつくること。
- 保護者や地域等にも理解を求め、協力を得ること。
- 事故防止・救急法・トレーニング指導法等の校内研修を実施する。
- 生徒に関する情報交換に努め、顧問や部活動指導員等間の連携を深める。
- 毎月、部活動計画および活動実績（活動場所・時間・担当顧問）を作成し、校長が確認等を行う。
- 学校の部活動方針の説明、日常活動での最終下校時刻の連絡などを行う。

7 事故防止

学校の教育活動を安全かつ効果的に行うために、顧問や部活動指導員等に対して、安全指導と安全管理の両面から注意義務が求められます。

部活動の指導にあたっては、安全を最優先し、事故防止には万全を期さなければなりません。

また、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導することも大切です。

安全指導・安全管理のポイント

- 生徒の日常の健康観察・健康診断の結果の把握
- 緊急時の連絡体制の確立
- 適切な活動頻度、活動時間、活動量の設定
- 安全に活動できる服装・用具の選定
- 施設設備の整理整頓、衛生管理
- 活動場所の広さ、活動人数、換気への配慮
- 天候や気象を考慮し、熱中症等、体調を崩す可能性について配慮した指導